

こども版

子どもに
やさしいまち
むなかた

ぼくたちわたしたちの未来を守る
宗像市子ども基本条例

平成24年4月1日施行



宗像市

● 条例って何だろう？


例えばサッカーは、ボールがゴールに入ったら得点が入ること、ボールを手で持ったらいけないことなどがルールで決められていますね。条例もスポーツのルールと同じようなもので、みんなが宗像市で暮らすときのルールになります。

● どうして「子ども基本条例」が必要なの？

「子ども基本条例」には、「子どもの権利」を守ることが書かれています。みなさんは、「子どもの権利」ときいて、何のことだかわかりますか？ なにか困ったことがあるときに、みなさんはどうしたらいいのか、大人の人がどんなふうにみなさんを助けてくれるのか、わからないのではないかと思います。それを、誰にでもわかるようにして、みなさんの権利を守るために条例は作られました。

● 子どもの権利って何だろう？

子どもの権利とは、みなさんが大人へと成長するためになくってはならないものであり、人として生きるために、すべての子どもが生まれたときから持っているものです。条例では、0歳から17歳までの人を子どもとしています。



ぼくたち、わたしたちのために条例がつけられたんだね。

どんな権利があるのかページをめくってみよう！

こま

困ったときはどうしたらいいの？

自分の権利が守られていないと思ったら、まずは保護者の方、学校の先生や友達、近所の方など、身近な人に相談してみましよう。きっとみなさんを助けてくれます。

でも・・・

身近な人に言うのははずかしい

誰に言ったらいいの？

ちょっと言いにくい

そんなときに、みなさんを、権利が侵害された状態から助けたり、支援したりするためのしくみをつくるのが、条例で決められています。

子どもの権利を守る救済委員や相談員は、みなさんからの相談を受けたら、どうしたらいいのか一緒に考えたり、力になってくれます。誰かだけの味方になったりしないので、安心して相談できます。

秘密も守ってくれるし、わたしたちの話をきちんと聴いて受け止めてくれるから、安心して相談できるよ。



自分の権利が侵害されていないか確認してみよう！

ぼくたちわたしたちに

以下の子どもの権利を見て、守られている
全部チェックが果たしたかな？ 付かなかっ

安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされます
- みんなの愛情と理解の中で育つことができます
- 温かい家庭の中で家族と共に生活できます
- 平和で安全な環境で生活できます
- あらゆる差別や暴力を受けることなく、放っておかれることもありません
- 健全な発達を妨げる環境から守られます

自分らしく生きる権利

- 個性が大切にされ、伸ばすことができます
- 自分で考え、判断し、行動することができます
- プライバシーが守られます
- 子どもであることを理由に、差別されることがありません

机やかばんの中や、日記などを
勝手に見られないよ。



けんり

はどんな権利があるの？

と思う権利のチェック欄に☑をつけよう！
た場合は、保護者の方と話をしてみよう！

ぼくたち、わたしたちの意見も
ちゃんと聞いてもらえるよ。



豊かに育つ権利

- 学ぶことができます
- 遊ぶことができます
- 生活のリズムが守られます
- 良いこと、悪いことや社会のルールについてきちんと教えてもらうことができます

意見を伝える権利

- 自分の気持ちや考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす手助けをしてもらうことができます
- 自分の気持ちや考えを伝えることができ、大切にされます
- どうするか決めるときに参加することができます
- 社会に参加するため必要な手助けをしてもらうことができます

おとな

ささ

大人もみなさんを支えています

保護者の方は・・・

- 愛情をもって、育ててくれます。
- 基本的な生活習慣や社会性が身に付くように教えてくれます。
- たばこの煙やゲームのしすぎなど成長に悪い影響を与えることから守ってくれます。

学校の先生などみなさんが行く施設の人たちは・・・

- 愛情をもって、指導や援助をしてくれます。
- みなさんの自主的な活動を支援してくれます。
- いじめなどの防止に取り組み、相談を聴いてくれます。



地域の人たちは・・・

- 温かく見守り、安心して過ごすことができるようにしてくれます。
- みなさんが意見を言ったり参加したりできる居場所づくりに取り組んでくれます。
- 間違ったことをしたときは、注意や指導をして教えてくれます。

市役所は・・・

- まちづくりについて考えるとき、みなさんの意見も大切にします。
- 心や体を傷付けられたり面倒を見てももらえないことやいじめなどの子どもの権利を侵害することの防止や早期発見に取り組みます。
- 権利の侵害を受けた子どもの救済や支援に取り組みます。

● みなさんにも大切な役割があります

みなさんの権利は、大人へと成長するためにはなくてはならないものであり、人として生きるために、すべての子どもが生まれたときから持っているものですが、権利とわがまは違います。例えば、遊ぶ権利があるからと言って、学校へ行かずに遊ぶことは、わがままであり、正しい権利の使い方ではありません。また、権利を持っているのは自分だけではなく、ほかの人も持っていることを忘れてはいけません。お互いの権利を守るように行動することが大切です。

<子どもの役割>

- 自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしましょう
- ほかの人の権利を侵害するようなことはしないようにしましょう
- 家族や社会の一員としての役割を果たすようにしましょう



● 11月20日は、宗像市子どもの権利の日です

世界のほとんどの国が子どもの権利を守ることを約束した日（1989年11月20日に国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択されました。）であるこの日を、市では「子どもの権利の日」としています。多くの方が子どもの権利について考え理解するため、いろいろな取り組みを行います。

みなさんも、保護者の方、友達や先生などと、子どもの権利について話をしたり考えたりする日にしてみてください。

宗像市子ども基本条例には、こんなことが書かれています

前文

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていきます。

第1章 総則

第1条	目的	この条例を作った目的について書かれています。
第2条	定義	この条例で使う言葉の意味について書かれています。
第3条	責務	大人は、お互いの立場を大切にし、協力して責務を果たします。

第2章 子どもの権利

第4条	安心して生きる権利	命が守られ、大切にされます。温かい家庭の中で生活できます。
第5条	自分らしく生きる権利	個性が大切にされ、その個性を伸ばすことができます。秘密が守られます。
第6条	豊かに育つ権利	学ぶこと、遊ぶことができます。良いことや悪い事などを教えてもらえます。
第7条	意見を表明する権利	自分の気持ちや考えを伝えることができ、大切にされます。
第8条	子どもの役割	ほかの人の権利も大切にします。社会の一員としての役割を果たします。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

第9条	保護者の役割	子どもにとって最も良いことは何かを考えて子どもを育てます。
第10条	市民等の役割	子どもを温かく見守り、安心して過ごせるまちづくりをします。
第11条	子ども関係施設の役割	子どもにとって最も良いことは何かを考えて指導や援助をします。
第12条	市の役割	子どもの権利を保障するために必要なことに取り組みます。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

第13条	施策の推進	子どもにやさしいまちづくりをするための計画を作ります。
第14条	子どもの居場所づくり	子どもが体験を通じて豊かに成長できる居場所づくりに取り組みます。
第15条	子どもの意見表明の機会の提供	市は、子どもが思ったことを言える機会を作ります。
第16条	子育て支援	保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。
第17条	健全な発達を阻害する環境からの保護	子どもの健全な発達に悪い影響を与えることから子どもを守ります。

第5章 啓発

第18条	啓発	市は、子どもの権利について知ってもらうための取り組みをします。
第19条	学習等への支援	市は、子どもの権利についての学習ができるような取り組みをします。
第20条	子どもの権利の日	11月20日を「宗像市子どもの権利の日」とします。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

第21条	子どもの権利救済委員	子どもの権利を守るために活動する人を決めます。
第22条	救済委員の職務	子どもの権利を守るために活動する人の仕事を決めます。
第23条	救済委員に対する支援及び協力	大人は、子どもの権利を守るために活動する人に協力します。
第24条	勧告又は要請への対応	大人は、子どもの権利を守るために活動する人の指導に対応します。
第25条	勧告又は要請等の内容の公表	子どもの権利を守るために必要なときは、指導の内容をみんなに知らせます。
第26条	報告等	子どもの権利を守るための活動内容を報告し、みんなに知らせます。

第7章 施策の検証

第27条	子どもの権利の保障状況の検証	子どもの権利を守るための活動について話し合う会議をします。
------	----------------	-------------------------------

第8章 雑則

第28条	委任	必要なときは、別のきまりをつくりまします。
------	----	-----------------------